

発酵産業魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

発酵産業魅力発信事業

2 委託業務の概要・目的

「滋賀県発 発酵×Xビジネス報告書」(令和2年3月策定)に基づき、県内中小企業者の発酵製品の販売等によるPR活動により、滋賀県の発酵産業のさらなる盛り上げと知名度向上を目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年(2027年)2月26日(金)までとする。

4 業務内容の詳細

(1) イベントの企画・運営 概要

①内容

発酵関連商品の販売会、教室や体験会、セミナーなど、滋賀県北部3市(高島市、長浜市、米原市)の発酵関連産業の特性やターゲット層を踏まえたうえで、滋賀県北部3市をはじめとする発酵産業の魅力を体験・体感できるイベントを企画立案・運営する。

②期間

i) 県内

委託業務の実施期間中、1回(1日以上)開催

※既存のイベントを活用することも可

ii) 東京都内

委託業務の実施期間中、3回(合計3日以上)開催

※初回と2回目のイベントは既存イベントの活用も可能とする。ただし、3回目のイベントは当事業単独イベントとして実施すること。

③会場

i) 県内

滋賀県内の、イベントに適切と考えられる会場

ii) 東京都内

ここ滋賀(東京23区内で、イベントに適切と考えられる会場であれば、「ここ滋賀」以外でも可。)

※県内・東京都内とも会場の手配にかかる経費および業務については本業務委託料に

含むものとする。会場をここ滋賀とする場合でも同様。

④その他

- i) イベント中、会場内に管理責任者を常駐させること。
- ii) 上記業務目標を達成できるよう必要な会場スタッフの人数、役割、配置について提案すること。
- iii) イベントにおいて商品の販売を行う場合には、会計方法について明確に定め、事業者に対して事前に周知を行い、当日は問題なく販売が行える体制を整えること。
- iv) 業務マニュアル（トラブル対応等を含む）を作成し、会場スタッフに順守させること。
- v) 売上歩合の出展者からの徴収や売上の仕分け・送金、会場備品賃借料の支払いに関する一切の業務を行うこと。
- vi) 企画運営にあたっては、他のイベントとの調整等もあることから、日程、場所、製品選定など県と十分調整すること。

(2) イベント内容

- ①滋賀県北部3市の発酵関連産業に対する来場者の関心や印象を高め、わかりやすい、好感度の高いブースデザインや展示方法、会場レイアウトの設計とすること。
- ②イベント開催に必要な什器、備品等については、受託者が選定・賃貸すること。（装飾・照明等工事、機材、音響・映像システム等手配および操作（オペレーター含む）、備品等の調達および展示品等の搬入・搬出作業や看板等のデザイン・制作、設営および撤去を含む）
- ③イベントは、年齢や性別、幅広い層の消費者が参加でき、来場者の方々に「滋賀県北部3市をはじめとする滋賀県の発酵」の魅力が伝わるものとし、販売会、教室や体験会、セミナーなど、形態は問わない。
- ④その他、会場との連絡調整等、会場設営に必要となる一切の業務を行うこと。
- ⑤最終的な会場レイアウトについては、県および出展者に確認の上調整を行うこと。

(3) イベント内容の調整等

- ①イベントでPRするのは、滋賀県内に本社・本店を置き、かつ、滋賀県北部3市にも製造・販売拠点を置く発酵関連事業者やその製品を中心とし、調整を行うこと。なお、「発酵関連事業者やその製品」は、パンやチョコレート、生ハム、お茶などの発酵食品分野に限らず、化粧品など、製造過程において発酵技術を活用した製品であれば、幅広く対象とする。
- ②適宜、PRする事業者や商品の紹介パネル等を製作し、イベント内外で活用すること。
- ③イベントにおいて、販売を行う場合には、事業者の状況に応じて、商品等の搬入出を代行できる体制を整えること。ただし、法律等、委託業者で対応できない理由がある場

合には、募集段階で制約をかけることも可能とする。(酒類等の制度については、特に注意すること。)

④県内・東京都内問わず、体験イベントの運営のため、事業者や講師の参加が必要な場合は、必ず県と協議のうえ事業者や講師を決定すること。

※事業者・講師等の招聘にかかる経費および業務は、本業務委託料に含むものとする。

(4) 集客方法

イベント開催の事前周知にあたり、上記業務目的を達成できるようポスター等の作成、SNS・ウェブ媒体等を適時適切に用いた幅広い手段を活用し、県内のみならず、イベント開催地を中心に広くイベント周知を図ることができる効果的な集客方法とすること。

(5) 効果検証・事業検討

①イベント開催中、来場者・出展事業者に対するアンケート調査を実施すること。

②アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、実施すること。

③実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。

④県に報告したアンケート調査およびデータ分析の結果にかかる著作権は、委託料が支払われた時点で滋賀県に譲渡されるものとする。

(6) 損害保険、損害賠償について

①開催期間中に発生した対人事故、対物事故についての保障を行う保険に加入する場合には、その保険料は委託料に含まれる。

②受託者が、故意または過失により会場、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。

③受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。

5 成果物の提出

事業終了後、次の成果物を作成し、令和9年(2027年)2月26日(金)までに提出すること。

(1) 事業報告書

本業務で実施した内容を取りまとめたもの。内容には、アンケート調査およびデータ分析も含む。

(2) 記録写真データ

開催期間中の会場風景について、記録写真の撮影を行い、データで納品すること。

(3) 回収した用紙等、アンケート結果

6 その他事項

- (1) 受託者は、遵守すべき関係法令等を則り、適正に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、事業を実施するにあたり、必ず1名以上は連絡調整者を配置し、責任者は本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する業務責任者を専任できる者で業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。業務責任者については、本業務終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務に必要な人員体制についても詳細を提案すること。
- (3) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- (5) 本仕様書に明示のない事項または業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。
- (6) その他、本仕様書の記載のない事項については、提案の範囲とする。
- (7) 受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後10年間これを保存するものとする。また、本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査の対象となることがある。

7 問い合わせ先

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 東館3階

滋賀県商工労働部商工政策課ビジネス振興・海外展開支援係

TEL : 077-528-3713